

総社市告示第20号

総社市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱（平成24年総社市告示第104号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（認定申請の添付図書）</p> <p>第2条 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>（1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第14条</u>第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査（法第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しているかどうかを審査することをいう。以下同じ。）を受けた場合当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）</p> <p>（2）～（5）略</p> <p>（認定しない旨の通知）</p> <p>第7条 市長は、認定及び変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、<u>認定しない旨の通知書を申請者に交付するものとする。</u></p>	<p>（認定申請の添付図書）</p> <p>第2条 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>（1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第15条</u>第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査（法第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しているかどうかを審査することをいう。以下同じ。）を受けた場合当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）</p> <p>（2）～（5）略</p> <p>（認定しない旨の通知）</p> <p>第7条 市長は、認定及び変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、<u>認定しない旨の通知書を申請者に通知する。</u></p>

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。